

第3次東金市障がい者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨にのっとり、障がい者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障がい者支援施策の基本方針となる第3次東金市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）を策定するため、第3次東金市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者計画の策定に関すること。
- (2) その他障がい者計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体の代表
- (3) 医療機関の代表
- (4) 福祉関係機関の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、障がい者計画が策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、障がい者計画の策定の日その効力を失う。

別表（第3条第2項）

1号委員	学識経験者	東金市文教厚生常任委員会の長
2号委員	障がい者団体の代表	東金市身体障害者福祉会会長 東金市手をつなぐ親の会会長 山武郡市精神障害者家族会会長
3号委員	医療機関の代表	山武郡市医師会東金ブロック長
4号委員	福祉関係機関の代表	東金市社会福祉協議会会長 東金市民生児童委員協議会会長 地域生活支援センター ゆりの木の代表 障害者就業・生活支援センター 山武ブリオの代表 中核地域生活支援センター さんネットの代表
5号委員	関係行政機関の代表	山武健康福祉センター長 東金特別支援学校校長
6号委員	その他市長が必要と認めた者	